

3 用語解説

(1) 生産

① 固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指し、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

② 生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。

例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するものとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われる。

また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業における利益の一部も、財政収支を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。

③ 補助金

一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものである、という3つの条件を満たす経常交付金である。ただし、公的企業の営業損失を補填するために行われる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。

一方、対家計民間非営利団体や家計に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない（「他に分類されない経常移転」として記録される）。また、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない（「資本移転」に含まれる）。

④ 総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、県民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類されている。

総資本形成（固定資本形成及び在庫変動）については、仕入税額控除できる消費税額は含まれていない。これは、課税業者の投資に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに、事業者が消費税を納付する時点で納税額から控除できるためである。

こうした消費税の記録の仕方を修正グロス方式といい、県民経済計算ではこの方式が採用されている。

⑤ 帰属家賃

実際には家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。また、帰属家賃には、給与住宅等における実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。県民経済計算では、住宅自己所有者は住宅賃貸業（不動産等）を営んでいるものとされ、その帰属家賃は家計の生産額に含まれており、その営業余剰（＝帰属家賃－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）は家計の営業余剰になる。なお、給与住宅の差額分は現物給与として雇用者報酬に含まれる。

⑥ 市場生産者、非市場生産者

財貨・サービスの生産者について、これらを経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」に、これらを無料ないし経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。具体的には、市場性の判断の基準としては、原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば市場性があるとし、50%未満であれば市場性がないとする。

⑦ FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIMである。産出されたFISIMは、需要先としては、サービスの利用者の消費（中間消費ないし最終消費支出）に配分される。

⑧ 在庫変動

非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業分）が所有する棚卸資産（原材料、仕掛品、製品、流通品）のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛品は、育成生物資源の仕掛品（肉用牛や民有林の立木等）とその他の仕掛品（半製品）から成る。

(2) 分配

① 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与のほか、雇主が雇用者福祉のために直接負担する社会保障関係費用も雇用者に支払われたものとみなして、雇用者報酬の構成項目として計上される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の

公務員、議員等も雇用者に含まれる。

② 財産所得

ある経済主体が所有する金融資産、土地及び著作権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権使用料などが該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。財産所得は、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」及び「賃貸料」に分類される。

③ 企業所得

所得支出勘定の営業余剰・混合所得^(注)に財産所得の受払の差額、すなわち、純財産所得を加えたものである。民間法人企業、公的企業、個人企業ごとに表示されている。

(注) 営業余剰・混合所得は、生産における企業等生産者の生産活動の貢献分であり、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税マイナス補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。このうち、混合所得は家計のうち個人企業の取り分であり、家計のうち持ち家分（家計の営業余剰）と区別される。営業余剰・混合所得は、原則として市場での利益の追求を目的とする市場生産者においてのみ生じ、非市場生産者は営業余剰を生まない。

④ 雇主の社会負担

「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」とに分かれる。

「雇主の現実社会負担」は、雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるものである。健康保険・厚生年金等の社会保障への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が該当する。ここで、年金基金への負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象になる部分も含まれる。

「雇主の帰属社会負担」は、「雇主の帰属年金負担」と「雇主の帰属非年金負担」とに分かれる。「雇主の帰属年金負担」は企業年金のような社会保険制度のうち、雇用者の労働に対する対価として発生した増分に、これら制度の運営費を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実社会負担を控除したものである。また、「雇主の帰属非年金負担」には、発生主義での記録を行わない退職一時金や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付が含まれる。

⑤ その他の投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」「年金受給権に係る投資所得」「投資信託者に帰属する投資所得」から成る。

「保険契約者に帰属する投資所得」は、生命保険や非生命保険から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（保険帰属収益）及び保険契約者配当が含まれる。

「年金受給権に係る投資所得」は、雇用関係をベースとする企業年金等について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する

投資所得を指す。

「投資信託者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。

⑥ 公的企業

原則として政府により所有または支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規制等により法人格を持つ公的法人企業、及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から市場生産者として分類される事業所を単位とする。

公的企業は、制度部門別分類では非金融法人企業及び金融機関に分類される。

⑦ 県外からの所得（純）

県民所得から県内純生産を差し引いて求められる。県外との所得の受払いには雇用者報酬、財産所得が含まれる。

⑧ 非生命保険金・非生命純保険料

非生命保険企業（制度部門では金融機関に含まれる）は、受取保険料と支払保険金の差額をその主たる収入源泉としているが、県民経済計算では、この額には保険サービス料のほかに貯蓄的要素が含まれるので、この分は保険契約者の持分として産出額を計算する上で除外する。産出額は、法人企業部門は中間消費し、家計部門は最終消費支出する。

また、非生命保険は契約による所得の移転として所得支出勘定にも表れ、非生命保険企業は純保険料を受け取り、保険金を支払う。純保険料とは、保険リスクコストであって、従って保険金の額と等しい。

⑨ 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税とは、労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税、及び消費主体としての家計が保有する資産に課される租税、をいう。所得税、法人税、都道府県民税、市町村民税等のほかに家計が負担する自動車関係諸税及び日銀納付金がこれに該当する。

なお、所得・富等に課される経常税と生産・輸入品に課される税の区別は、それが所得から支払われるか、生産コストの一部とみなされるかによって区別される。したがって、自動車税のような租税は、生産者が支払う場合には生産コストを構成するものとして生産・輸入品に課される税とみなされるが、家計が支払う場合には生産活動との結びつきがないため、所得・富等に課される経常税に分類される。

⑩ 社会負担

社会負担とは、社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払いであり「雇主の現実社会負担（前述④参照）」「雇主の帰属社会負担」「家計の現実社会負担」「家計の追加社会負担」「年金制度の手数料」（控除項目）から成る。

⑪ 現金による社会保障給付

社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるものが含まれる。具体的には、国民年金、厚生年金、労働保険、児童手当等が該当する。

⑫ その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額から成る。確定給付型制度(確定給付型企业年金、退職一時金(民間))、確定拠出型年金が含まれる。

⑬ その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金の支給額から成る。退職一時金(政府等)、公務災害補償費等が含まれる。

⑭ 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる経常移転を指す。社会保障制度による支払は含まない。一般政府分には、生活保護費、恩給などがあげられる。また、民間非営利団体からのものとしては、無償の奨学金等が含まれる。

⑮ その他の経常移転

「非生命保険金及び非生命保険純保険料」「一般政府内の経常移転」「その他の経常移転」の3種類に分類される。このうち、「一般政府内の経常移転」は異なる一般政府の内訳部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の経常移転のことであり、一般政府のみに計上されている。

「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の経常移転取引が計上され、具体的には、罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り金、贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門に計上されている。

⑯ 可処分所得及び県民可処分所得

可処分所得は、県民全体あるいは各制度部門の現物社会移転を除く全ての経常収入(雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び財産所得等の受取)から、現物社会移転を除く全ての経常移転の支払を控除したもので、それぞれの制度部門の手元に残った処分可能な所得を示している。

県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得に県外からの経常移転の純受取を加えたものに等しく、県民全体の処分可能な所得を表している。これを支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に分けられる。

なお、家計については、可処分所得に年金受給権の変動調整を加えた額が最終消費支出と貯蓄に分割され、 $\text{家計最終消費支出} \div (\text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})$ は消費性向、 $\text{家計貯蓄} \div (\text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})$ は貯蓄性向あるいは貯蓄率という。

(3) 支出

① 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

② 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の新規の耐久財、

非耐久財、サービスに対する支出であり、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等も計上される。ただし、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして県内総資本形成に含められる。また、個人税及び税外負担は移転的なもので家計最終消費支出から除かれ、仕送り金、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。

③ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は対家計民間非営利サービス生産者（対家計民間非営利団体）の産出額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーしえず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

④ 地方政府最終消費支出

一般政府（県、市町村等）の財貨・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売額、例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いたものに現物社会給付等（現物社会給付である医療保険による給付分のほか、教科書購入費等）を加えたものが地方政府最終消費支出として計上される。

⑤ 家計現実最終消費

最終消費支出は、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、一方、現実最終消費は、各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものである。

家計現実最終消費は、家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側（家計）での消費をとらえたものである。

⑥ 政府現実最終消費

政府最終消費支出から家計への現物社会移転である個別消費支出（医療、教育、保健衛生等、現物社会移転として政府が家計に対して支給する個別的サービスについての支出）を控除し、政府の自己消費分である集合消費支出（消防、警察等、政府が社会全体ないし社会の大部分に対して供給する集合的サービスについての支出）を算出したものである。

⑦ 県内総資本形成

民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。在庫変動は企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産の、ある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。

中間消費と総固定資本形成の区分は、当該期間内において使用され尽くすか、あるいは、将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

固定資産等の修理については、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出（資本的修理）は総固定資本形成に含まれる。単なる破損の

修理や正常な稼働を保つための支出（経常的修理・維持）は中間消費に分類される。

⑧ 総固定資本形成

民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）が新規に購入した有形または無形の資産（中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む）であり、以下のものが該当する。

a. 有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産（種畜、乳牛、果樹、農園等）。

b. 無形固定資産

鉱物探査、コンピューターソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアで自己開発のものを含む）、R & D（研究開発）。

c. 有形非生産資産の改良

土地の造成・改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫変動に分類される。

⑨ 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの移出（入）と直接購入から構成される。移出（入）とは、居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは居住者（非居住者）による県外（内）市場の財貨・サービスの直接取引である。

ただし、ここでは要素所得（労働及び資本）に係るものは除かれる。

⑩ 統計上の不突合

県内総生産と県内総支出とは概念上一致すべきものであるが、実際の推計の上では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なっているので、推計値の不一致が生じることがある。この不一致を統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

（４）その他

① 在庫品評価調整

県民経済計算においては、発生主義の原則が採られており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等企業会計上認められている様々な在庫評価法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分（一種のキャピタル・ゲインあるいはロス）も含まれている。この評価価格の差による分を除くための調整が在庫品評価調整である。

② 帰属計算

帰属計算とは、県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に

際して、実際には市場でその対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。代表的な例として不動産業の帰属家賃等がある。

③ インプリシット・デフレーター

異なる時点の価値額を名目額（時価表示）で比較すると、その間の価格変動も含まれたものとして計測される。そこで、価格変動を除去した実質的な価値額を求めるために、ある特定の基準年次の価格を標準価格として設定し、各年次の価値額をその基準年次価格で評価するという不変価格表示方式が採られる。すなわち、各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積上げにより、実質化された総額を求めるという方法である。この場合の物価指数をデフレーターと呼ぶ。また、総額についてのデフレーターは、実質総額が求められたのち、それによって名目総額を除することによって求めることとなり、このような事後的に求められるデフレーターを、インプリシット・デフレーターと呼ぶ。

④ 連鎖方式と固定基準年方式

実質化の方法として、固定基準年方式と連鎖方式がある。

固定基準年方式は、デフレターの計算においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）を用いており、相対価格の変化が大きい場合、経年変化するにつれて「指数バイアス」がかかることが知られている。

一方、連鎖方式は、実質化の指数計算において、参照年（デフレーター＝100となる年）を出発点、前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法であり、毎年基準改定しているのと同じこととなるため、固定基準年方式で生じていた「指数バイアス」が解消され、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

県民経済計算では、従来、固定基準年方式により実質化してきたが、平成16年度推計から県内総生産（生産側）に、また、平成27年度推計から県内総生産（支出側）にも、連鎖方式による実質化を導入した。

なお、連鎖方式では、実質値における「加法整合性」が成立しない。すなわち、固定基準年方式の場合、実質値の内訳項目を合計したものは、集計項目の実質値と一致する（「加法整合性」が成立する）が、連鎖方式では一致しない。このため、県民経済計算では「開差」の欄を設けることで加法整合性の欠如を示している。

⑤ 一人当たり県民所得

一人当たり県民所得は分配所得総額を県の総人口で除したもので、経済水準を県民ベースで表す指標のひとつである。分配所得には、雇用者報酬のほかに、財産所得や企業所得を含み、さらに、総人口には生産活動に従事していない子供等も含まれている。したがって、県民経済計算で推計する一人当たり県民所得は、通常イメージされている個人の年収額とは異なるものである。

⑥ 総人口

各年10月1日現在の総務省推計人口による。ただし、国勢調査年はそれによる。